

## 長期優良住宅の認定申請に係る添付図書等について

令和4年10月  
京 都 府

長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく長期優良住宅建築等計画及び長期優良住宅維持保全計画の認定申請に係る添付図書等については次のとおりです。ただし、申請する住宅が京都市及び宇治市に立地する場合を除きます。（令和4年10月1日から適用）

### ●認定申請に係る添付図書

新築住宅の場合は表1、増築・改築住宅の場合は表2、既存住宅の場合は表3に定める図書等が必要です。

<表1>

新築住宅に係る申請の場合	
認定申請書	
手数料納付済証貼付用紙及びチェックシート※1	
維持保全計画書	
長期使用構造等に係る設計内容説明書	
付近見取図	
配置図	
各階平面図	
床面積求図	
用途別床面積算定表	
二面以上の立面図	
断面図又は矩計図	
仕様書（仕上げ表を含む。）※2	
伏図（基礎伏図、各階床伏図、小屋伏図）※2	
各部詳細図※3	
各種計算書※3	
機器表	
<必要に応じて添付するもの>	
委任状（代理人による申請の場合のみ添付）	
品確法第6条の2第5項に規定する確認書等又は設計住宅性能評価書の写し※4	
品確法第6条の2第1項又は第2項の申請書又は設計住宅性能評価申請書の写し※4	
住宅型式性能認定書 又は型式部分等製造者認証書の写し	
地区計画等又は景観計画に適合することが確認できる書類	

注意：品確法第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関の事前審査等を受けた場合で、※4に定める書類を添付して認定申請をする場合は、部分の書類について添付を省略できます。

※1 住宅の位置等についての確認（チェック）がされたものに限る

※2 新築住宅に係る申請で設計性能評価住宅（確認書等交付住宅を除く）の場合は必要

※3 新築住宅に係る申請で設計性能評価住宅（確認書等交付住宅を除く）の場合で限界耐力計算による場合又は共同住宅等の認定申請の場合は添付必要

<表2>

増築・改築住宅に係る申請の場合	
	認定申請書
	手数料納付済証貼付用紙及びチェックシート※ <sup>1</sup>
	維持保全計画書
	設計内容説明書(増築・改築住宅に係る建築基準法への適合の確認)
	長期使用構造に係る設計内容説明書
	付近見取図
	配置図
	各階平面図
	床面積求図
	用途別床面積算定表
	二面以上の立面図
	断面図又は矩計図
	仕様書(仕上げ表を含む。)
	伏図(基礎伏図、各階床伏図、小屋伏図)
	各部詳細図
	各種計算書
	機器表
	状況調査書
<必要に応じて添付するもの>	
	委任状(代理人による申請の場合のみ添付)
	品確法第6条の2第5項に規定する確認書等又はその写し*
	品確法第6条の2第1項又は第2項の申請書又はその写し*
	住宅型式性能認定書 又は型式部分等製造者認証書の写し
	地区計画等又は景観計画に適合することが確認できる書類

注意：品確法第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関の事前審査等を受けた場合で、※に定める書類を添付して認定申請をする場合は、部分の書類について添付を省略できます。

※1 住宅の位置等についての確認(チェック)がされたものに限る

<表3>

既存住宅に係る申請の場合	
	認定申請書
	手数料納付済証貼付用紙及びチェックシート※ <sup>1</sup>
	維持保全計画書
	設計内容説明書(既存住宅に係る建築基準法への適合の確認)
	長期使用構造等に係る設計内容説明書
	付近見取図
	配置図
	各階平面図
	床面積求図
	用途別床面積算定表
	二面以上の立面図
	断面図又は矩計図
	仕様書(仕上げ表を含む。)
	伏図(基礎伏図、各階床伏図、小屋伏図)
	各部詳細図
	各種計算書
	機器表
	状況調査書
	工事履歴書
<必要に応じて添付するもの>	
	委任状(代理人による申請の場合のみ添付)
	品確法第6条の2第5項に規定する確認書等又その写し※
	品確法第6条の2第1項又は第2項の申請書の写し※
	住宅型式性能認定書又は型式部分等製造者認証書の写し
	居住環境への配慮基準適合確認書

注意：品確法第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関の事前審査等を受けた場合で、※に定める書類を添付して認定申請をする場合は、部分の書類について添付を省略できます。

※1 住宅の位置等についての確認(チェック)がされたものに限る

## ●申請書等の提出先

申請に係る住宅の位置を所管する京都府各土木事務所建築住宅課にご提出ください。

住宅の位置	申請書の提出先	土木事務所の所在地・連絡先
向日市、長岡京市、大山崎町	乙訓土木事務所 建築住宅課	向日市上植野町馬立8 電話：075-931-2478
城陽市、八幡市、京田辺市、 久御山町、井手町、宇治田原町	山城北土木事務所 建築住宅課	京田辺市田辺明田1 電話：0774-62-2246
木津川市、笠置町、和束町、 精華町、南山城村	山城南土木事務所 建築住宅課	木津川市木津上戸18-1 電話：0774-72-9521
亀岡市、南丹市、京丹波町	南丹土木事務所 建築住宅課	南丹市園部町小山東町藤ノ木21 電話：0771-62-0364
舞鶴市、綾部市	中丹東土木事務所 建築住宅課	綾部市川糸町丁畠10-2 電話：0773-42-8785
福知山市	中丹西土木事務所 建築住宅課	福知山市篠尾新町1丁目91 電話：0773-22-5144
宮津市、京丹後市、伊根町、 与謝野町	丹後土木事務所 建築住宅課	宮津市字吉原2586-2 電話：0772-22-2703

※住宅の位置が京都市、宇治市である場合は、各市担当部局

## ●提出部数

- ①建築基準関係規定の審査の申出がない場合
  - ・ 正本1部、副本1部
  
- ②建築基準関係規定の審査の申出がある場合
  - ・ 正本1部、副本1部、
  - ・ 建築確認申請書 正本1部、副本3部  
(必要な添付図書は建築基準法の規定による。)
  - ・ 建築確認に関し市町村の事前協議が完了した旨の図書